

福島県職員採用情報発信業務委託仕様書

1 業務の名称

福島県職員採用情報発信業務委託

2 業務の目的

福島県職員採用リーフレットやポスター、PR 動画を作成し、採用情報や県職員の仕事の魅力等について戦略的に発信することで、就職活動中の学生や、転職希望者など、多くの層に福島県職員について認知度が高まり、職員採用に係る応募促進と人材確保につなげることを目的とする。

3 委託業務期間

委託契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）までの期間

4 業務の内容

(1) キャッチコピーの策定

福島県職員の採用案内について、広範に周知するため、魅力的で効果的なキャッチコピーを下記のとおり 2 種類策定し、本業務において、統一的に使用すること。

① 学生向け

ア 主な訴求対象は、15 歳から 24 歳（高校生～大学院生）

イ 福島県という広大なフィールドで、様々な課題に対し挑戦できる、魅力・やりがいのある仕事であることが伝わるもの。

ウ 採用後の自分がイメージできるようなもの。

② 転職希望者向け

ア 主な訴求対象は、21 歳以上の転職希望者。

イ 民間企業等での経験を活かし、本県で即戦力として働くことの魅力ややりがいをイメージできるようなもの。

ウ 採用後の自分がイメージできるようなもの。

(2) 採用案内リーフレットの作成

① 重点事項

ア 表紙は、イラストや写真等を活用し、以下の要素が反映されたものとする。

- ・訴求対象が意識された、トレンド感あふれるもの

- ・「公務員」に対するネガティブなイメージを払拭する明るさ、爽やかさがあるもの

- ・他のリーフレットと並んでも目を引く、独創性、ユーモアがあるもの

イ デザイン・レイアウトについては、(1)を踏まえて、ページ全体のトーンやフォントについて、統一感を持たせたものとする。

ウ 二次元コードを適宜掲載し、福島県人事委員会事務局（以下「当局」とい

う。)HPの関連ページへのアクセスを誘導できるものとする。

② 掲載項目

コンセプトや主題のキャッチコピーを踏まえ、以下の項目により構成する。

【必須項目】

主な掲載項目
福島県総合計画の紹介
県の組織
職種紹介
給料、福利厚生、勤務条件の紹介
制度等紹介（子育て支援制度、時差出勤、在宅勤務等）
試験情報

【任意項目】

主な掲載項目
職員紹介（インタビュー、1日のスケジュール）
現場で働く職員の声（アンケート結果等）
事業紹介（重点事業、新規事業等の紹介）

※ 統計資料、職員アンケートの結果等、必要なデータは当局より提供する。

※ 内容ページの確定は、企画提案の結果、デザインが採用された事業者と当局の担当者が協議の上、詳細を決定することとする。

③ 規格・仕様等

ア 規格 **A4版、4ページ（2つ折り）、多色刷**

マットコート 90 kg

※県のグリーン購入に適用する紙とインクを使用すること。

イ 部数 **4,000 部**

ウ 校正 校正3回（欠字、誤字のある場合はこの限りでない。）

（3）採用案内ポスターの作成

① 重点事項

ア コンセプトや主題のキャッチコピーを踏まえ、リーフレットとの統一感を持たせつつ、インパクトのあるデザインとする。

イ 二次元コードを適宜掲載し、当局HPの関連ページへのアクセスを誘導できるものとする。

② 規格・仕様等

ア 規格 **【配布用】B1版、片面カラー、コート 110kg**

【電車掲載用】縦 364 mm×横 515 mm、片面カラー、コート 110 kg

※県のグリーン購入に適用する紙とインクを使用すること。

イ 部数 **【配布用】60 部**

【電車掲載用】2,360 部

ウ 校正 校正2回（欠字、誤字のある場合はこの限りでない。）

(4) 採用 PR 動画の作成

本県の採用試験について PR するための動画を 2 パターン作成する。主な要件等は以下のとおり。

【内容】

○令和 8 年度福島県職員採用候補者試験について	
①学生向け	【主な内容】 ・民間企業志望者でも受験しやすい人物重視の試験 ・令和 8 年度からの変更点 ・本県職員の魅力・やりがい等 【規格】 ・120 秒以上、W 1,920 × H 1,080 (16 : 9 表示) 1 種 ・60 秒以内、W 1,080 × H 1,920 (9 : 16 表示) 1 種
②転職希望者向け	【主な内容】 ・民間企業志望者でも受験しやすい試験 ・自身の職務経験を生かして活躍できる仕事 ・本県職員の魅力・やりがい等 【規格】 ・120 秒以上、W 1,920 × H 1,080 (16 : 9 表示) 1 種 ・60 秒以内、W 1,080 × H 1,920 (9 : 16 表示) 1 種

【重点事項】

- ・当局 HP への掲載や SNS などへの投稿、各種説明会等の冒頭での上映を想定した動画を制作する。
- ・受託者の知識、技術、経験等を活かし、訴求対象に魅力ある演出や効果を用いることにより、最後まで「観てみたい」と思わせる内容とするほか、音響不搭載の機材で使用することも想定し、音声がなくとも理解でき、印象に残る動画となるよう字幕や構成等を工夫すること。
- ・受託者は、音楽及びナレーション、字幕を用い、より多くの応募者を確保するための啓発効果を十分に考慮した動画を委託者に提案し、委託者はこれを基に内容を決定するものとする。

(5) 撮影

以下を目安として撮影を行い、(2)～(4)の素材として使用すること。

- ① 撮影日程 2 日程度
- ② 撮影人数 3 名程度
- ③ 撮影箇所 本庁及び県内の出先機関

※ 職員の選定や職員コメント等の聴取は当局で行い、情報を提供する。

※ 撮影した素材以外に素材が必要な場合は、当局へ事前に協議の上、可能な範囲で提供する。

（６）SNS 広告の出稿・運用

本県の採用試験及び業務の魅力を発信するため、以下のとおり SNS 広告の出稿・運用等を行う。

① 内容

- ・以下の内容について、必ず広告配信を行うこと。なお、その他必要に応じて最適と考える内容を提案すること。
 - 福島県職員（大学卒程度（先行実施枠））採用試験申込開始について
 - 福島県職員の魅力・やりがいについて
 - 説明会（※）の開催について
- ※ 当局で令和８年３月頃に実施を想定している採用試験説明会、もしくは委託者の自由提案によるイベント等を想定。
- ・配信の際は、委託者による広告配信案の確認後、広告の配信を開始すること。
- ・委託者による広告配信案のチェック時には、広告配信イメージ（どの媒体でどのように広告が掲載されるのかが分かるもの）、各媒体で広告を出稿する際のターゲティング（オーディエンス）設定画面を提出すること。
- ・設定した目標値に達した場合も、予算の範囲内で事業効果の最大化を目指して業務を継続すること。
- ・原則として、出稿の際に使用するアカウントは協議の上決定することとする。

② 配信設定等

- ・広告出稿時の設定金額（純広告費）は **600,000 円（固定）** とする。
- ・出稿時期及び広告媒体は、委託者が事業効果の最大化を図るため最適と考えられるものを提案すること。複数の期間及び媒体に広告を出稿する場合は、上限額の中で適宜配分して、配信を行うこと。
- ・広告媒体について Instagram の広告を必須とする。
- ・配信範囲について、（１）の訴求対象を踏まえ、委託者と協議の上、効果的な配信範囲等の設定を行うこと。
- ・本事業における広告配信において、リーチ数やクリック数等の KPI および KPI ごとに目標とする数値を設定すること。

③ 効果測定

- ・業務状況をモニタリングし、スピード感を持って状況に応じた的確に対応すること。
- ・実施した広告毎にインプレッション、リーチ数、クリック数（率）、クリック単価等の結果を報告すること。
- ・来年度以降の運用を見据え、業務の効果検証を実施し、今後の改善策の提案を行うこと。

（７）その他

上記のほか、本県の採用試験や業務の魅力を発信するために効果的な取組を提案・実施すること。

（例）イベントの実施、ノベルティの作成、採用イベント用装飾品の作成など

5 納入方法

上記 4 で示した成果物を当局が指定する場所に納品すること。

6 納入期限

リーフレット、ポスター、PR 動画：令和 8 年 2 月 2 0 日（金）

SNS 広告に係る報告書：令和 8 年 3 月 3 1 日（火）

7 著作権の譲渡

- (1) 受託者は、採用されたデザイン及び取材等の際に撮影した素材（以下「採用デザイン等」という。）に係る著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該制作物等の引き渡し時に県に譲渡する。
- (2) 前項に関し、次のいずれかの者に、採用デザイン等に係る原稿・写真、その他の素材の著作権が帰属している場合は、受託者はあらかじめその者との書面による契約により当該著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。
 - ア 受託者の従業員
 - イ 本契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- (3) 受託者は、著作者人格権を一切行使しないものとする。

8 保証

受託者は、県に対し、制作された採用デザイン等の全てが第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

9 対価

制作された全てのデザイン等の作成の対価、採用デザイン等の著作権の譲渡の対価及び成果物等の納品の対価は、契約金額に含まれるものとする。

10 その他

- (1) 企画競争により決定した企画提案の内容を基本として、当局と調整をとりながら制作すること。
- (2) 撮影は、高画素一眼レフ等の高機能機材を使用すること。
- (3) 制作に当たっては、商標権の侵害等に注意すること。
- (4) 本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、予め県の承諾を得なければならない。
- (5) 本仕様書において明示なき事項は、関係諸法令及び県財務規則によるものとするが、疑義が生じた場合は、その都度、県と協議するものとする。その他、本仕様書に記載のない細部や業務内容については、当局の担当者と協議のうえ、その指示に従うものとする。